大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金

大阪府最低賃金

時間額(発効年月日)

適用の範囲

838_F

(平成26年10月5日)

大阪府内の産業で働くすべての方

| 産業 | 時間額(発効年月日) | 適用が除外される方 | |
|---|---------------------------|---|--|
| 塗 料 製 造 業 | 880 円 (平成26年10月31日) | 次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 | |
| 鉄 鋼 業 | 876円 (平成26年11月7日) | | |
| はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 暖房・調理等装置,配管工事用 附属品、金属線製品製造業、 船 舶 製 造 ・ 修 理 業 , 舶 用 機 関 製 造 業 | 862円 (平成26年11月13日) | | (1) 18歳未満又は65歳以上の方(2) 雇入れ後3月未満の |
| 自動車・同附属品製 造業 | 860円 (平成26年11月30日) | | 技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業 務に主として従事する方 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製 造業 | 840円(平成26年12月6日) | 次の業務に主として従事する方 (1) 手作業による包装又は袋詰めの業務 (2) 部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して行う 組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印 の業務 | |
| 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 | 840円 (平成26年12月14日) | 次の業務に主として従事する方 (1) ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務 | |
| 自動車小売業 | 850円 (平成26年12月11日) | | |

- ◎各種商品小売業最低賃金は平成26年9月28日をもって廃止されました。
- ◎ 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ◎ 裏面もご参照ください。

★中小企業事業主の方へ(悩める経営者のチカラになります) 詳細は裏面の「ワン・ストップ無料相談のお知らせ」をご覧ください!

大阪労働局

労働基準部賃金課 06-6949-6502 東大阪労働基準監督署 06-6723-3006 大阪中央労働基準監督署 06-6941-0451 岸和田労働基準監督署 072-431-3939 大阪南労働基準監督署 06-6653-5050 堺 労働基準監督署 072-238-6361 天 満労働基準監督署 06-6358-0261 羽曳野労働基準監督署 072-956-7161 大阪西労働基準監督署 06-6531-0801 北大阪労働基準監督署 072-845-1141 西野田労働基準監督署 06-6462-8101 泉大津労働基準監督署 0725-32-3888 淀 川労働基準監督署 06-6350-3991 茨 木労働基準監督署 072-622-6871 1

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精·皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- (3) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- 2

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外(月給など)で支払 われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶ 時間給≧ 最低賃金額
- (2) 日 給 制 の 場 合 ► 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≧ 最低賃金額
- (3) 月 給 制 の 場 合

月給額 × 12か月

年間総所定労働日数 × 所定労働時間

≧ 最低賃金額

- 最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効 となります。
- **4** 最低賃金額未満の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。
 - (注)地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課 または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL: http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

ワン・ストップ無料相談のお知らせ

ワン・ストップ無料相談とは、最低賃金引上げで影響を受ける中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。 最低賃金引上げに対応して賃金の引上げを行うには生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が 抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に 応じる場を全国各地に設けています。

【ご相談の一例】

経営に関する相談例: 販路開拓、新規事業、技術指導、資金調達、マーケティング、IT活用による経営力強化、支援制度の案内 労務管理に関する相談例: 賃金・退職金・労働時間制度の見直し、就業規則の改正、高齢者雇用、人材育成、労働安全衛生対策 ※詳しくは下記のところまでお問い合わせください。

中小事業主向け最低賃金ワン・ストップ無料相談に関するお問い合わせ先 大阪府最低賃金総合相談支援センター(大阪労働局委託事業) 〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1番30号 TEL 06-4800-8188 (大阪府社会保険労務士会事務局内)